

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、要排出抑制施設（この法律による改正後の大気汚染防止法（以下この項において「新法」という。）第十八条の三十二に規定する要排出抑制施設をいう。）その他の工場又は事業場に設置される水銀等（新法第二条第十二項に規定する水銀等をいう。）を大気中に排出する施設（水銀排出施設（同条第十三項に規定する水銀排出施設をいう。）を除く。）に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 (新設)</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

